

2014 年 12 月 11 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—外商投資政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 356 号 ）

商務部・民政部、 外資による老人ホーム設立を奨励 内資同様の優遇政策享受と明記

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

商務部と民政部は、2014 年 11 月 24 日付で『外商投資による営利性養老機構の設立に関連する事項についての公告』（商務部・民政部公告 2014 年第 81 号、以下『81 号公告』という）を公布しました。外資による営利目的の養老機構（老人ホーム）の設立を奨励し、外商投資の営利性養老機構が内資と同様の優遇政策、行政費用の減免を受けられると明記しています。

□ 高齢者サービス発展へ外資も利用

中国政府が、高齢者サービス業に関連する法令の整備を急いでいます。民政部は 2013 年 6 月、養老機構監督管理の基本規定となる『養老機構設立許可弁法』（民政部令第 48 号、以下『許可弁法』という）と『養老機構管理弁法』（民政部令第 49 号）を公布（ともに 2013 年 7 月 1 日施行）。外資が独資でも養老機構を設立可能であることを明記しました（『許可弁法』第 10 条）。さらに、国务院が 2013 年 9 月に公布した『養老サービス業発展の加速に関する若干意見』（国発[2013]35 号、以下『意見』という）は、「国外資本による養老サービス業への投資を奨励する」（第 2 条第 3 項）の一文を盛り込んでおり、外資も利用しつつ高齢者サービス業を発展させる方針を明確にしています。

「養老機構」は現行の『外商投資産業指導目録（2011 年改訂）』に記載がなく、外資参入を奨励も制限もしない許可類に属しています。ただ、国家发展改革委員会が 2014 年 11 月に発表した『外商投資産業指導目録』の意見募集稿は養老機構を奨励類に分類しており、政府の積極的な姿勢をうかがうことができます。

□ 企業設立後に許可証取得手続

『81 号公告』によると、外資が養老機構を設立するには、まず省級商務部門に外商投資企業の設立申請を提出、「外商投資企業批准証書」の取得後に工商行政管理局で企業設立登記を行います。その後、『許

可弁法』の規定に則って省級民政部門（あるいは省級民政部門の委託を受けた市級民政部門）に許可申請を提出し、その「養老機構設立許可証」を取得しなければなりません（第3条～第6条）。

【図表1】養老機構の設立手続

養老機構の 設立要件	✓ 名称、住所、機構定款、管理制度を有していること ✓ 養老機構関連の規範・技術標準、国家の環境保護・消防安全・衛生防疫等の要求に合致する基本生活用不動産・施設設備・活動場所を有していること ✓ サービス展開と対応する管理・専門技術・サービス人員を有していること ✓ サービスの内容・規模と対応する資金を有していること ✓ ベッド数10床以上を有していること ✓ 法律・法規が規定するその他の条件
養老機構を営む 外商投資企業の 設立申請書類	✓ 設立申請書 ✓ 状況説明（場所、安全、医療看護等の内容） ✓ 契約、定款（外商独資企業は定款のみ） ✓ 董事会メンバーリスト、董事任命書 ✓ 企業名称事前認可通知書 ✓ 外国投資家等の従業経験の説明・証明文書、または養老サービス業務管理経験を有する管理チーム招聘の説明文書 ✓ 法律・法規等の規定に基づき提出が必要なその他の資料
養老機構設立 許可の申請書類	✓ 設立申請書 ✓ 申請人、法定代表者または主要責任者の資格証明文書 ✓ 登記規定に合致する機構名称、定款、管理制度 ✓ 建設単位の竣工検収合格証明、衛生防疫・環境保護部門の検収報告または審査意見、公安消防部門による建設工事消防設計審査・消防検収合格意見または消防届出証憑 ✓ サービス場所の不動産所有証明または賃貸契約 ✓ 管理・専門技術・サービス人員のリスト・身分証明文書・健康状況証明 ✓ 資金源の証明文書、出資金払込検査証明、資産評価報告 ✓ 法律・法規等の規定に基づき提出が必要なその他の資料

（『許可弁法』『81号公告』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

『81号公告』は、外国投資家が独資、あるいは合弁、合作で営利性養老機構を設立することを奨励すると明記（第1条）しており、「外商投資営利性養老機構は、国内資本が投資・開設する営利性養老機構と同等の税收等の優遇政策および行政事業性費用徴収の減免政策を享受する」（第9条）ことができます。なお、財政部と国家発展改革委員会は、2014年11月1日付で『養老および医療機構の行政事業性費用徴収の減免に関連する問題についての通達』（財税[2014]77号、以下『77号通達』という）を公布。国土資源部門が徴収する土地登記費や住宅都市農村建設部門が徴収する不動産登記費といった行政手続費用について、営利性養老機構からの徴収を通常の半額とする政策を打ち出しています（2015年1月1日施行）。

『81号公告』は、外資が公共養老機構の企業化再編に参画することや、外商投資営利性養老機構が国内投資によりチェーン展開することを奨励するとしています（第7条、第8条）。一方で、民政部門は外商投資不動産企業が建設用地の改変等により開設した養老機構を批准してはならず、外商投資営利性養老機構はリバース・モーゲージ（金融機関等が高齢者の自宅を担保に老後の生活費等を貸し付ける制度）を経営してはならないと規定しています（第10条）。

*

中国は今後、急速に高齢化が進展していきます。国連の統計によると、2010 年の中国における 65 歳以上の高齢者人口は 1.14 億人（全人口の 8.4%）に達しており、2020 年には 1.68 億人（同 11.7%）、2030 年には 2.35 億人（16.2%）、2050 年には 3.31 億人（23.9%）まで増加するとみられています。

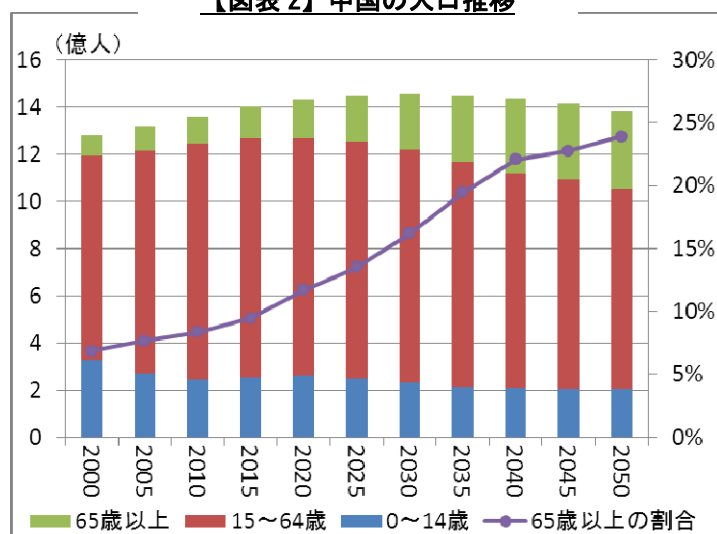
一方、民政部の「2013 年社会サービス発展統計公報」によると、中国における 60 歳以上の高齢者人口は 2013 年末段階で 2 億人を突破（2.02 億人、全人口の 14.9%）

しており、全国の各種養老サービス機構の

数は 4 万 2475 単位、養老サービス機構の総ベッド数は 493.7 万床（前年比 18.9%増）、高齢者 1000 人当たりのベッド数は 24.4 床となっています。『意見』は、中国における 60 歳以上の高齢者人口が 2020 年に 2.43 億人に達し、2025 年には 3 億人を突破するとの見通しに立っており、2020 年までに高齢者 1000 人当たりのベッド数を 35～40 床とする目標を掲げています。高齢者人口の急増に伴い、老人ホームを含む高齢者向け市場も拡大。技術やノウハウを有する外商投資の参入チャンスが確実に広がっていきそうです。

『81 号公告』の詳細については、4 ページからの日本語仮訳および 7 ページからの中国語原文をご参照ください。

【図表 2】中国の人口推移



※2015年以降は予測

(出所：国連 World Population Prospects)

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

- 法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 免責：**
 - 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

商務部、民政部

公告 2014 年第 81 号

外商投資による営利性養老機構の設立に関連する事項についての公告

わが国の養老サービス業の健全な発展を推し進め、社会サービス業の対外開放を推進し、『改革の全面的な深化における若干の重大問題に関する決定』および『国務院による養老サービス業発展の加速に関する若干意見』（国発[2013]35号）をさらに具体化するため、『中外合資経営企業法』、『中外合作経営企業法』、『外資企業法』、『高齢者権益保障法』および『養老機構設立許可弁法』等の関連法律・法規および部門規則に基づき、ここに外国の会社、企業およびその他の経済組織もしくは個人（以下「外国投資家」という）が中国で営利性養老機構を設立し養老サービス等に従事する関連事項について、以下のよう

- 1、 外国投資家が中国で独資もしくは中国の会社、企業およびその他の経済組織と合併、合作にて営利性養老機構を開設することを奨励する。
- 2、 外国投資による営利性養老機構は、関連法律、法規および規則を遵守し、社会サービスの提供を主旨とし、法に基づき納税し、コンプライアンス経営しなければならない、その合法的な経営活動および出資者の合法的な権益は法律の保護を受ける。
- 3、 外国投資家による営利性養老機構の設立は、機構設立予定所在地の省級商務主管部門（各省、自治区、直轄市、計画単列市および新疆生産建設兵団の商務主管部門を指す）に外商投資企業設立の申請資料を提出しなければならない。
 - (1) 設立申請書、
 - (2) 状況説明（場所、安全、医療看護等の内容）
 - (3) 契約、定款（外資企業は定款のみを送付する）
 - (4) 董事会メンバーリストおよび董事任命書、
 - (5) 名称事前認可通知書、
 - (6) 外国投資家もしくは実際の支配者の従業経験の説明および証明文書、または養老サービス業務管理経験を有する管理チーム招聘の説明文書、
 - (7) 法律、法規、規則の規定に基づき提出が必要なその他の資料。
- 4、 省級商務主管部門は、受理の日から 20 日以内に、批准もしくは不批准の書面決定を下し、批准する場合、『外商投資企業批准証書』を発給して経営範囲において「養老機構設立許可証により経営」と注記する。批准しない場合、理由を説明する。

- 5、 外国投資家は、『外商投資企業批准証書』取得の1カ月以内に、工商行政管理部門で外商投資企業登録・登記手続を行わなければならない。
- 6、 外商投資企業は、登録・登記後、『養老機構設立許可弁法』等の関連規定に基づき、法により養老機構設立許可証を申請ならびに取得しなければならない。上述許可の取得および法による批准・登記の前に、外商投資営利性養老機構もしくは外国投資家は養老サービス業務を展開してはならず、いかなる名義においても費用を徴収し、高齢者を受け入れてはならない。
- 7、 外国投資家が専ら社会に向けて経営性サービスを提供する公共養老機構の企業化再編に参画することを奨励するが、再編過程において職員の利益維持および国有資産の価値維持・増加等の問題を適切に処理しなければならない。
- 8、 外商投資営利性養老機構は、養老サービスと関連する国内投資に従事することができ、外国投資家が養老機構の規模化、チェーン化経営を発展させ、優良な養老機構ブランドを開発することを奨励する。
- 9、 外商投資営利性養老機構は、国内資本が投資・開設する営利性養老機構と同等の税收等の優遇政策および行政事業性費用徴収の減免政策を享受する。
- 10、 各地は、養老施設の建設用地用途、容積率等の使用条件の改変を通じて設立した外商投資不動産企業を批准してはならない。外商投資営利性養老機構は、住宅担保年金等の業務を経営してはならない。
- 11、 外商投資営利性養老機構の業務範囲において医療衛生サービスを含む場合、関連政策規定に基づき報告・批准手続を履行しなければならない。
- 12、 省級商務主管部門は、外商投資営利性養老機構の統計業務を強化しなければならず、批准証書を発行するとき、業界分類で「高齢者、障害者養護サービス」（国民経済業界分類第8414項）を選択する。
- 13、 本公告に基づき成立した外商投資営利性養老機構は、期限どおりに外商投資企業合同年次報告に参加しなければならない。
- 14、 香港特別行政区、マカオ特別行政区および台湾地区の投資家による営利性養老機構の開設は、本公告の要求を参照し、以前の規定と本通達の内容が不一致の場合、本公告を基準とする。

- 15、各地の商務、民政主管部門は、執行中に問題に遭遇した場合、遅滞なく商務部、民政部と連絡を取る。

商務部

民政部

2014 年 11 月 24 日

（中国語原文）

商务部 民政部

公告 2014 年第 81 号

关于鼓励外国投资者在华设立营利性养老机构从事养老服务的公告

为推动我国养老服务业健康发展，推进社会服务业对外开放，进一步落实《中共中央关于全面深化改革若干重大问题的决定》和《国务院关于加快发展养老服务业的若干意见》（国发〔2013〕 35 号），根据《中外合资经营企业法》、《中外合作经营企业法》、《外资企业法》、《老年人权益保障法》以及《养老机构设立许可办法》等相关法律法规和部门规章，现就外国公司、企业和其他经济组织或个人（以下简称外国投资者）在华设立营利性养老机构从事养老服务等有关事项公告如下：

- 一、 鼓励外国投资者在华独立或与中国公司、企业和其他经济组织合资、合作举办营利性养老机构。
- 二、 外商投资营利性养老机构应遵守有关法律、法规和规章，以提供社会服务为宗旨，依法纳税，合规经营，其合法经营活动以及出资方的合法权益受法律保护。
- 三、 外国投资者设立营利性养老机构，应向拟设立机构所在地省级商务主管部门（指各省、自治区、直辖市、计划单列市及新疆生产建设兵团商务主管部门）提交设立外商投资企业的申请材料：
 - （一） 设立申请书；
 - （二） 情况说明（包括场地、安全、医护等内容）；
 - （三） 合同、章程（外资企业只报送章程）；
 - （四） 董事会成员名单及董事委派书；
 - （五） 名称预先核准通知书；
 - （六） 外国投资者或实际控制人从业经验的说明及证明文件，或聘用具有养老服务业务管理经验的管理团队的说明文件；
 - （七） 依照法律、法规、规章规定，需要提供的其他材料。
- 四、 省级商务主管部门应当在受理之日起 20 日内，作出批准或者不批准的书面决定；予以批准的，颁发《外商投资企业批准证书》并在经营范围中加注“凭养老机构设立许可证经营”；不予批准的，说明理由。
- 五、 外国投资者应在获得《外商投资企业批准证书》1 个月内，到工商行政管理部门办理外商投资企业注册登记手续。
- 六、 外商投资企业注册登记后，应当按照《养老机构设立许可办法》等有关规定，依法申请并取得养老

机构设立许可证。获得上述许可和依法批准登机前，外商投资营利性养老机构或外国投资者不得开展养老服务业务，不得以任何名义收取费用、收住老年人。

- 七、 鼓励外国投资者参与专门面向社会提供经营性服务的公办养老机构的企业化改制，改制过程中应妥善处理职工利益维护和国有资产保值增值等问题。
- 八、 外商投资营利性养老机构可以从事与养老服务有关的境内投资，鼓励外国投资者发展养老机构规模化、连锁化经营，开发优质养老机构品牌。
- 九、 外商投资营利性养老机构与国内资本投资举办的营利性养老机构享有同等的税收等优惠政策和行政事业性收费减免政策。
- 十、 各地不得批准通过改变养老设施建设用地用途、容积率等使用条件设立的外商投资房地产企业。外商投资营利性养老机构不得经营住宅贴现养老等业务。
- 十一、 外商投资营利性养老机构业务范围中包括医疗卫生服务的，应按有关政策规定履行报批手续。
- 十二、 省级商务主管部门应加强外商投资营利性养老机构的统计工作，发放批准证书时，行业分类选择“老年人、残疾人养老服务”（国民经济行业分类第 8414 款）。
- 十三、 依照本公告成立的外商投资营利性养老机构应按时参加外商投资企业联合年报。
- 十四、 香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区的投资者举办营利性养老机构参照本公告要求，此前规定与本公告内容不符的，以本公告为准。
- 十五、 各地商务、民政主管部门在执行中如遇问题，请及时与商务部、民政部联系。

商务部

民政部

2014 年 11 月 24 日